

埼玉県ジュニア体操クラブ連絡協議会 規約

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は「埼玉県ジュニア体操クラブ連絡協議会」と称する。*以下「本会」と略称する。

第 2 条 本会の「事務局」を「本連絡協議会」会長及び委員長の指定する場所に設置する。「事務局」の設置期間に関しては、毎回2年おきにより「事務局」の改訂をすることと定める。

*但し、任命された「役員」「委員」及び設置した「事務局」のやむを得ない理由等（担当者の転勤、重任）により職務、開局途中での設置の変更、異議申し立てに関しては、この限りでないことと定め、その都度協議することとする。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、埼玉県における体操の普及並びに体操競技の普及、強化、発展と健全な心身の育成を図ることを目的と定める。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を主として実施する。

1. 加盟団体相互の連絡強調と本会の発展を図り、体操競技の普及と強化を図る。
2. 埼玉県体操協会に加盟し連絡を図る。
3. 定期、不定期会議を必要協議事項に基づき開催する。
4. 各種の講習会、実演会、研究会等を開催し、体操指導者の養成、連絡を図る。
5. それぞれのクラブ団体との連絡を日頃より密にとり、各クラブ間（選手、指導者）での交流・親睦を図ること。
6. 体操や体操競技の日頃の練習の成果を発表する場づくりや育成強化、各団体との親睦を深めることを目的に毎年1回の試合「埼玉県ジュニア体操競技選手権大会」を開催し、その主管として運営する。
7. その他本会の目的を達成するために必要とする事業を行う。

第 3 章 組織及び資格

第 5 条 本会は、埼玉県における各スポーツクラブを単位とする体操並びに体操競技加盟団体及び個人の登録者をもって組織構成する。

第 4 章 加盟及び脱退

第 6 条 前条の加盟団体及び個人は、毎年度登録申請により加盟するものとする。また途中にて脱退する場合は、すみやかに事務局まで申し出ること。

運営費として年間10,000円の支払いを定める。

第 7 条 本会の加盟団体として申請方法が合法的であっても登録に偽造や競技者精神に反する等本会が加盟及びそれぞれの企画に参加することに対して、不相当と認められた場合は、登録の拒否または登録を取り消すものとする。

第 8 条 加盟団体は、別途定める加盟団体に関する規定を守らなければならない。

第 5 章 役員及び委員、事務局

第 9 条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名 理 事 数名

第 10 条 本会に次の委員及び事務局、会計をおく。

委員長 1名（委員の中より代表者として任命）

委 員 団体登録された団体の代表者を任命（原則）

事務局 事務所（1カ所） 事務局長 1名（事務局の責任者） 会 計 1名

第11条 委員長、事務局、会計の任期、主たる業務内容を下記の通り定める。

項目名称	委員長	事務局	会計
主業務及び責任。役割分担	<p>年間を通じての</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「本連絡協議会」及び本会の主管、協賛する競技その他事業の運営実行委員の責任者 ●本会以外の団体等の折衝代行者として遂行する ●「埼玉県ジュニア体操競技選手権大会」の実行委員長とその運営責任者として運営にあたる ●本会の運営上の問題、その他運営上支障を生じる場合等、本会の代表者として職務遂行する 	<ul style="list-style-type: none"> ●各団体、個人、選手の登録及びその案内受付窓口 ●必要とする競技の主管運営とその事前実施計画、準備と運営 ●必要に応じて「連絡協議会」「総会」の実実施計画と実施運営の立案と案内 ●「埼玉県ジュニア体操競技選手権大会」の運営事務局として委員長との連絡を密にして円滑な運営実行に努める ●事務連絡費の収入(年間分)を年度「事務局運営費」と定め、この収入より会計を通じて事務局へ1年間の必要経費として年度の初めにこれを支払うこととする ●本会に関連する事項についての「事務連絡」「運営」についての遂行する受付窓口とする 	<ul style="list-style-type: none"> ●会計管理、収入、支出の管理、各団体、個人、選手の登録等含む全ての金銭取り扱いの管理 ●競技会、その他の場合、特別の会計をもうけることができる ●会計は、本会の指定する銀行口座をもうけ業務処理、受付等にあたる ●本会の収入の一部より「事務局運営費」を会計より事務局へ支払うことに定める ●年度1回の決算及び予算報告時に年間での歳入出の内容を作成し、決算報告の資料作成にあたり、会計報告を添えて本会に報告し承認を得なければならない

第6章 会議及び機関

第13条 「連絡協議会」(会議)の開催は委員長が承諾した後、事務局より招集し、議長を委員長が努め、事務局及び委員(代理者でも可能)をもって構成し遂行することとする。

第14条 「連絡協議会」の表決は、出席者の過半数以上の議決で決定する。可否同数の時は、委員長がこれを決定する。

第15条 「連絡協議会」は、各事業執行のため、他に専門委員を推挙し専門委員会及びこの組織を構成することができる。

第16条 委員長は、各専門委員会を必要に応じて招集し、会議を開催することができる。会議は、出席者の過半数で決定する。決定事項は、連絡協議会に報告し、必要に応じて連絡協議会の承認を得なければならない。

第7章 会計

第17条 連絡協議会の収入は、次の通りとする。

- 1, 事務連絡費 2, 寄付金 3, 事業収入 4, その他の収入

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 付則

第19条 本規約に規定なき細則は必要に応じて連絡協議会で定める。

第20条 本規約の改廃は、連絡協議会の3分の2の議決を要する。

第21条 本規約は一部を改定し、1994年8月1日より施行する。

1994年8月1日より施行
(一部を訂正し施行)